図書選択についての覚え書き Auditor's Notes for Book Selections

末 続 義 治

Yoshiharu Suetsugu

Résumé

In spite of a great variety of the actual book selection policies among public and university libraries, there must be something common among them as regards selection and purchase procedures, if they are supported by national or local governments. Fiscal laws and regulations prescribe, in principle, to make a contract of purchasing any commodities accompanied by a well reasoned purchase plan.

But the contractor is also exempted from such a provision when the sum does not exceed one million yen (about 4,000 U.S. dollars) at a time, in order to alleviate excess formalities. So the librarians usually make use of this exception rule and purchase books in smaller lots.

Under these circumstances Japanese librarians become indifferent to fiscal laws and regulations and eventually untrained to work up a book selection policy and purchase plans. As the underlying principles of fiscal law provisions are efficient and proper use of budgets, we must find out a common field both in the legitimate procedures of book purchasing and in the book selection and collection building processes established in librarianship by improving librarians' understanding of fiscal regulations and reinforcing their professional capacity.

はしがき

- I. 図書選択の理論と会計法
 - **A.** 計画性について
- B. 国・公共団体の経済性の確保
- C. 予算の効率的使用
- II. 図書の選択及び購入の権限
- III. 図書と会計検査

末続義治: 会計検査院調査官

Yoshiharu Suetsugu, Auditor, Board of Audit (Japanese government)

はしがき

国の図書館に勤める友人や先輩から、しばしば同じ質問を受けることがある。よく聞いてみると、それは物品管理法が図書館の業務を繁雑にし、それが図書館プロパーの業務の発展の障害となっているというのである。

なるほど、図書館で購入する図書は物品管理法に従って「備品」として扱われ、そのために蔵書印を押印し、登録番号などを物品管理簿など各種の帳簿に記載しなければならず、そのための手間は「消耗品」扱いの物品に比べて倍以上かかることになり、悪くして図書を亡失したり、廃棄したりすると、その事務手続が容易ではない。

したがって、図書館で比較的利用価値の乏しい図書でも、廃棄処分にしないで図書館に保存しなければならず、日頃から書庫のスペースが狭いのをかこつ図書館にとっては、利用価値の乏しくなった図書や、利用される見込のない重複図書はまことに頭痛のたねであるらしい。

そこで物品管理法をなんとか弾力的に運用する方法は ないものかというのが彼らの訴えたいところであるよう だ。

このような問題を解決するのは、さほど困難なことではない。それは図書だからすべて一律に「備品」として扱い、雑誌・新聞だから「消耗品」として扱わなければならないということはない。図書でも消耗品と同じような目的で使用する場合には「消耗品」として扱って差し支えないのであり、要は図書の中でも、「備品」扱いの図書と、「消耗品」扱いの図書を区別する規程を持てばよいのである。¹⁾

この問題を書庫のスペースが狭いためとか、事務手続の省力化という現象面から眺めることはさておいて、私は図書館で購入する図書が真に図書館で保存するに値する図書であるのかどうか、図書館に保存するに値する図書はどのような原則で選択しなければならないのかという図書館の最も基本的なことからこの問題を検討してみたいと思う。というのは、もし図書館における図書が「消耗品」扱いとなり、容易に廃棄処分ができるようになると、わが国の図書館の利用状況から推して、廃棄処分される図書の中には購入されてから一度も利用されないものも相当含まれることが予想されるからである。

今年の図書館白書 (1977年版)³⁾ では図書館の蔵書がどのくらいよく利用されているかを明らかにした統計の中で、"日本を除いて、どの国も貸出冊数の方が蔵書冊数よ

りも多い"ことを指摘し、"それは、利用が活発なこと、 蔵書がよく利用される本で構成されていること"を原因 にあげている。これなどはよく利用される図書を選ぶと いう点で日本の図書館は諸外国に比べ遅れていることを 暗に指摘したもので、よく利用される本を選んで、限ら れた予算を効率的に使用しようという姿勢がわが国の図 書館界にも伺えるようになったのは注目に値しよう。

I. 図書選択の理論と会計法

1925年に出版されたマッコルビンの名著「公立図書館のための図書選択の理論」で図書選択の重要性を次のように述べている。³⁾

図書選択は図書館の他の作業,目録作業,分類作業 あるいは経営に優先し,図書館学において,最初の,か つ最も重要な仕事である。図書館の他の部分の作業が どんなに完全であり,効率的であっても,図書館の究 極的価値はどのように蔵書が選択されてきたかという ことにかかわるものである。

そして彼はつづいて図書館の究極的価値とは「蔵書の質」であるとしている。なぜならば、どんなに良質の蔵書を保有していても、図書館運営が下手であるならば、その蔵書の価値を著しく滅殺してしまうが、逆に、どんなに上手な図書館運営をしても、「蔵書の質」をそれ自身がもつ価値以上に高めることはできないからである。

このように図書館は「蔵書」なしには存在し得ないのであり、したがってどのように蔵書を構築してゆくか、どのような図書を図書館の蔵書として選択し、購入するかは図書館にとって基本的なことであるが、図書の選択・購入・受入れ業務が日常業務であるがために、ややもすればその日常性に埋没しがちである。

何んのために図書を選ぶかという図書選択の目的は一般的に図書館の設置目的と符合するものである。公共図書館の設置目的が市民の社会教育を目的とするのであるならば、その目的に合致する図書の選択を行う。図書は、言いかえれば、図書館は市民の社会教育という目標を達成するための道具として用いられる。同様に大学図書館は大学の教育・研究という目標の達成のための道具として、専門図書館はその図書館を設置した母体機関の目標の達成のための道具として用いられる。したがって図書の選択の目的は図書館の設置目的により多種多様であり、図書は各種図書館の目的、機能に照らして選択されなければならない。

しかし、このように公共、大学、専門等の各種図書館

は各々の設置目的に適合した図書選択の目的をもち、その図書選択の目的が多種多様で、個別的であるがゆえに、またそれを強調するあまりに、各種図書館に共通した、一般性のある伝統的な図書選択の原則が軽視されることを正当化する恐れもあろう。

そこで、公共、大学、専門等の各種図書館は、設置目的は各々異なっていても、それらが国、地方公共団体に属する図書館であるならば、国民や市町村民の税金をもとに運営され、税金で図書を購入するということでは共通性を見出すことができ、この共通の基盤に立って、税金など公的資金で図書等の物品を購入するとき、従わなければならない会計法等の諸原則を図書館における一般的な、伝統的図書選択の原則と比較検討してみると、当然なことであるが、基本的には同一であることを次の諸点で明らかにしてみることにしよう。

A. 計画性について

国や地方公共団体が購入する図書は会計法上の「物品」に含まれる。この物品を購入するにあたり、先づ、物品の需給計画をたてなければならない。物品管理法第13条(物品の管理に関する計画)では"物品管理官は、毎会計年度、政令で定めるところにより、その管理する物品の効率的な供用又は処分を図るため、予算及び事務又は事業の予定を勘案して、物品の管理に関する計画を定めなければならない"と規定し、さらに同施行令(政令)の第11条では、"物品管理官は法第13条第1項の規定により物品の管理に関する計画を定める場合には、各省各庁の長又はその委任を受けた当該各省各庁所属の外局の長等が物品の管理の目的の適正かつ円滑な達成に資するため、物品の管理の実情を考慮して定めるところによらなければならない。2 物品の管理に関する計画は、四半期ごと定めるのを例とする"と規定している。

物品の管理に関する計画の内容,様式等については法の規定はない。したがって計画,内容が別にたてる事業等の計画の内容に含まれ,あるいはこれと同一であれば,改めて物品の管理に関する計画をたてるまでもなく,その事業等の計画そのものを物品の管理に関する計画としてもよいのである。そしてそのような計画は予算執行との関連等から四半期ごとにたてるのを原則としている。

法律の規定は事業計画にもとずいて、予算の執行にと もない物品の管理計画が年4回、四半期ごとにたてられ ることを原則とするのであるが、図書のような小額の物 品については会計事務の簡素化のため物品の管理計画上 の対象外とされているのが実際である。

しかし図書の個々の価格が小額であっても図書館における蔵書を一個の全体とみるとき、一年間に購入されるべき個々の図書も蔵書全体の一部と見ることもでき、年間の購入予定図書は一個の全体として、物品の管理計画上の対象内に入れることもできよう。

一般に図書館は購入した図書を用いて自ら社会教育を 行ったり、教育や研究を自ら実施するというのではな い。図書館という一つの機関が社会教育や、教育・研究 の道具それ自身であり、社会、あるいは、大学、行政機 関等の目的達成の道具である。他の機関や部局が事業計 画を達成するためにそれに必要な物品を購入するのと異 なり、図書館の事業計画は図書の管理計画であり、図書 の購入計画そのものである。したがって、小額であるこ とを理由に図書の購入計画をたてず、小額づつその都度 図書を購入したり、購入計画をたてる手間を省くため、 意識的に小額に分割して図書を購入するということが行 われたりするのは法的に許される範囲であったとして も、それは決して好ましいことではなかろう。むしろ、 図書館の事業計画が図書の管理計画そのものであるがゆ えに、小額な図書であっても、図書館の事業方針を明確 にし、それにもとづき、図書の購入計画をたてることは 必要なことであろう。ある図書館では年間の図書費の相 当部分を一個の全体とみ、総価契約方式で図書を購入し ているところもあり、この方式は計画性、経済性の点で 個々にその都度小額で購入する方式よりも一段と改善さ れているといえよう。

一方,伝統的な図書の選択の理論でも,図書の選択方針及び計画の重要性をマッコルビンは前述の名著で次のように説いている。"科学者はあり得るかも知れない可能性を感知し,偶然,大発見をするかも知れないが,しかし,それは彼の知識と自然の一般的な法則の絶え間のない観察に負うところが大である。図書選択の原則というものが科学者の諸原則に比べると,あいまいで認めがたいものであるかも知れないが,これと同じように図書館員が図書館の蔵書を科学的に構築していこうとするならば,一般的な計画をたてることを無視することができようはずもない。"

そしてこのような一般的な計画のもとになる図書選択 方針については明文化しておかなければならないものと して次の例が紹介されている。4)

すべての図書館が成文の方針声明書をそえておかなければならない。しかもその声明書の内容は、図

書および図書以外の資料にあたっての選択、保存について述べられていなければならない。

図書の選択の原則について成文化した規程をもつ理由 としてマッコルビンは①誰にでも利用でき、能率的であ る、②図書の選択に一貫した合理性をもたせることがで きる、等をあげている。

以上のように図書の購入に際しては、会計法の原則も 図書選択の原則も計画性をもたせるということで共通点 を見出すことができよう。

最近の調査結果によると、公共図書館では図書選択の 方針について成文化している図書館は県立、市立、町村 立と小図書館になるほど少ないことが次のように明らか にされている。5)

全国公共図書館西日本地区では、図書選択方針について成文化した方針、基準のある図書館は、県立指定都市に設置された20図書館のうち7館、市立図書館119館のうち、わずか2館、町村立図書館では皆無という結果が報告されている。このように小規模図書館になるほど、すなわち行政組織の末端に設置される図書館ほど図書館の基本的な運営方針である図書選択の方針が不鮮明となっているのは、それらの図書館が法的に未整備の段階にあるためといえよう。次の2例は図書選択の方針が明文化されている図書館の例として参考までに紹介する。

図書館としては最も整備されている、わが国唯一の国立図書館、国立国会図書館の例をあげると、同館の図書収集の指針⁶⁾(昭和46年8月3日館長決定第2号)で、①当面の国政審議に直接必要な資料、将来審議の対象になると思われる分野の資料の収集、②内外の法令類及び議会資料については、日本における最も充実した集書をもつようにつとめる、③日本国民が達成した業績をあらわす資料、海外諸国民の主要な業績をあらわす資料、また、貴重な資料の収集、④内外の書誌類の収集、が明記されている。この収集方針にもとずき、蔵書構成審議会の答申をえて年度の図書収集実施計画が決定され、選書調査会がこの計画にもとずき、必要な図書の選書を行っている。⁷⁾

また、小規模図書館でも比較的規程の整備されている 大蔵省文庫(国立国会図書館の支部図書館でもある)では、スタッフ・マニュアル(大蔵省文庫業務の手引)⁸⁰ に図書の選定及び収集についての目的、資料収集の根拠、選定の方法が明記されており、これなどは中小図書館のモデルとして、法的な未整備図書館の参考になることであろう。

B. 国,公共団体の経済性の確保

国や地方公共団体が行う公共契約には次のような原則がある。⁹⁾

- ①契約の相手方選定にあたっての機会均等の原則を たてまえとしている。このため契約は一般競争契約 方式を原則としている。
- ②公共契約は国・公共団体(契約主体)の経済性(利益)が確保されなければならない。
- ③契約相手方の債務の履行が確保されなければなら ない。

しかし、図書のような小額の物品を購入する場合は競争契約方式によらず、随意契約でもよいことになっている。そして随意契約に付す場合は、"なるべく2人以上の者から見積書を徴すること"が規定されている(予、決令第99条の6)。このようにして徴した見積書を参考にして予定価格を決定しなければならないのであるが、予定価格が小額の場合、例えば百万円以下の契約のうち、市販品あるいは、毎年恒常的に契約するものに限り、予算額をもって予定価格とし、その予定価格明細書の作成を省略することができることになっている。したがって図書のような小額で、かつ市販されている物品は予定価格調書、それに関連する購入理由書や物品の選定理由書などは作成しなくてもよいのである。

たとえば、予定価額の積算省略については、某省では 3万円以下という基準を設けており、その結果同省の年間契約件数のうち3万円以下のものは、総体の半分(昭和46年度分)を占めることとなり、事務簡素化の実を挙げている¹⁰⁾。しかし、図書館が購入する図書費は図書館事業費そのものであり、図書館の事業方針にもとずいて、図書の購入計画がたてられ、その計画に従い、図書を選択、購入し、整理、閲覧、貸出し等するのが図書館の主要な業務である。したがって、その都度購入する図書の購入金額が小額であったとしても、他の部局が購入する図書と同一視したり、混同した取扱いをするのは好ましいことではない。

一般に1件契約金額が百万円をこえる物品を購入する場合、指名競争契約にするか、随意契約にするかを決めなければならない。特定銘柄を指定した物品の購入要求や、競争契約に付することが不利になる場合の購入要求があったときは随意契約に付することになる。そして、何故その物品が選定されるのかを品質、仕様、価格等を数点の類似品について詳細に検討し、その選定理由が明らかにされなければならない。例えば、いたずらに、必

要以上に高い品質を望んだり、また、逆に安かろう、悪 かろう式の粗悪品を選んだりしていないか等が検討され ることになる。しかし、前述のように1件の契約金額が 百万円をこえない図書等の小額物品の購入については事 務簡素化のため予定価格調書等の作成を省略することは できる。しかし,年間図書購入予算の相当部分を一個の 全体とみると、1件の契約金額が百万円をこえることに なる購入契約については、医薬品等の購入契約方式に採 用されている総価契約方式を適用し、図書の定価の割引 率をもって予定価格をたて, 指名競争契約により経済的 に有利な購入方式を実施している実例もある。このよう に, 小額に分割して図書を購入する方式に比べて, 総価 契約方式は計画性で利点があるのみならず、経済的に極 めて有利であるといえよう。このような総価契約方式を 図書の購入にも導入することについては今後各種の図書 館でも検討されることが期待されよう。

また、図書を小額に分割購入する場合、価格については、現行の再販制度のもとでは1件契約金額が30万円以上の場合を除いて、定価で購入することとなっている(昭和44年当時の書店組合等業界の申し合わせによる、とされている)ので、書店等業者間の価格の高低がなく、価格について有利な契約を結ぶことについて、選択の余地はないが、品質、仕様、納期等については、図書という特殊性はあるものの、他の物品と同様に出版業者、取次書店間で選択の余地が残されていよう。例えば、読者より特定の図書について購入要求があっても、その購入理由をその読者に明記させ、その指名の図書が読者の要求する知識や情報を満すことができるかどうか。それに代るよりよい図書が他の出版社から出版されていないか等を検討することもできよう。

また、発注した図書が納期までに確実に納品されるためには出版業者、取次書店の選定も充分気を配らなければならない。S.F. ハインリッツは「購買管理」(原書名「Purchasing principles and applications」)で業者選定の心構えを次のように述べている。 11)

購買決定を効果的なものとし、満足のいく購買をするには、有能で積極的な販売者を捜し、品質、サービス、価格などの関連する要素について協定に達しなければならない。適正な供給源を選ぶと、自動的に、購買上のあらゆる重要な点に注意が行きとどく。すなわち、品質はよく、引渡しの納期は守られ、価格は公正になるといわれている。だが、それはいわれるほど簡単ではない。

購入契約の良し悪しは業者の選定如何にかかっていると言ってもよい。そのためには出版社のカタログなど商品知識も絶えず収集し出版業者の特徴,業界の動向を把握しておく必要があろう。

一方,図書選択の原則に関する声明書のチェックリスト¹²⁾(小野泰博.蔵書構成 P. 25-41.)に掲記されている 伝統的な図書選択の原則では,

①あらゆる図書を選択するための基準を設け、その基準に近づくような図書を選ぶように努めること (Drury, 1930)

②購入要求の図書は内容,表現,体裁の面で質的に高い基準のものでなければならない。(Public Library Service 1956)

③生活を発展させ、豊かにするような図書を選ぶこと (Fairchild 1903, Bascom 1922, Haines 1950)

④実際その主題が、正確に、効果的に表現されているか。その主題の重要性、要求されている見解が誠実か、責任のあるものかなどの諸要素が考慮されればならない。(Public Library Service 1956)

⑤選択される資料は、述べられている内容が権威のあるものか、有効なものか等の観点から選択されなければならない。各資料は全体として考えられるべきで、 その内容の一部によって選択されるべきではない。

⑥資料の選択は有用性の観点から決定されるべきであり、体裁によって制限されるべきでない (Public Library Service 1956)

等が挙げられているが以上は図書の選択基準の一例にすぎない。この他にも、各種図書館に適合した基準が設けられてしかるべきであるし、さしづめこれらの選択基準は、物品のいわゆる品質、規格に相当するものであろう。官庁に納入する物品には官庁規格というものがあり、官庁に納入する物品はこの官庁規格に合った品質や仕様のものが選ばれることが少なくない。これと同様に税金で図書を購入する図書館にも、各種図書館に共通した、会計法等の原則に立った選択基準、いわば図書館規格というべきものがあってしかるべきだと思う。例えば、物理的形態でいうなら多数の読者の利用に、耐えうるような装幀、紙質のものを選ぶとか、内容については、正確で権威のあるもの、表現が明確で読みやすい等のものを選ぶとかが考えられよう。わが国では日本図書館協会選定図書が図書館規格の一種だとみることもできるが、

選定の基準が明確でなく、公立図書館における前述選定 図書の購入量も余り多くはないといわれる現状をみると、 これについては未だ改善の余地が残されているといえよ う。そして、税金で購入するに値する選択基準を明確に し、その基準に合った図書を購入することにより、国や 公共団体の利益を確保することは必要なことであろう。

C. 予算の効率的使用

国や地方公共団体では計上された予算をもって, 物品 等を購入するので、物品はいわば予算の変形したものと みることもできる。財政法第9条第2項では"国の財産は、 常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的 に応じて, 最も効率的に, これを運用しなければならな い"と規定している。ここでいう「国の財産」とは国有 財産法にいう国有財産よりはその範囲が広く、国の所有 する有形無形の財産をすべて含む意味であり、したがっ て, 物品も無体財産権等もすべて含まれる。この条文は 財産の管理活用の原則を規定したもので、物品を雨ざら しにして変質させたり、遊休財産をいつまでも活用せず に置くことは、本条文の規定に反することはいうまでも ない。したがって、この原則によれば公の予算をもって 物品を購入する場合、最も効率的に運用されるような物 品を選び、予算を使用しなければならないことになる。 このような趣旨から物品管理法第13条では、"物品管理官 は、毎会計年度、政令で定めるところにより、その管理 する物品の効率的な供用又は処分を図るため、予算及び 事務の予定を勘案して、物品の管理に関する計画を定め なければならない"と規定している。国の活動には、本 来経済性をもつものと、図書館のように経済性をもたな いものとの2種類がある。後者のような場合、効率性の 判断が容易ではないが、国が実現しようとする公共的利 益のもつ価値、目的がいかに効率的に即応しているかを 基準に考えることもできよう。

財政法,物品管理法の原則は予算の効率的な使用という観点から物品の管理計画,購入計画をたてることを規定しているが,一方,伝統的な図書選択の原則でも,ミシガン大学における図書館学名誉教授 Carter と同教授Bonk は1969年の共著「図書館の蔵書構成」¹³⁾ の中で伝統的な図書選択の十大原則をあげて,"すべての図書館の蔵書は,片よらない,普遍性のある基盤に立った明確なる計画に従って構築すべきである"と収書計画をたてることを原則としつつも,"読者の要求にもとづき図書を選ぶべきである"という原則との関係で,後者の優位性を次のように述べている。

読者が読みたがっている図書をすべて購入するだけの予算が充分でないときは、理想的で、均衡のとれた 蔵書を構築する方針にこだわり、当面利用される見込のない権威のある良書を購入するために、限られた図 書購入予算を費うのはどうしても正しいとはいえない。すなわち、読者の読みたいという要求は図書選択の方針を支配する決定的な要素である。

と述べている。また前述の「チェックリスト」の中で は、"原則として、読まれることのないような立派な本よ りも、程度を落しても読み手のある図書を選ぶこと"と Bascom (1922年) も Haines (1950年) も前述と同じ原 則を主張している。このような例はこの他にも、"どんな 題目を扱ったものでも、その中の最上のものを購入する ようにつとめよ。しかし読まれもしない立派な本より も、読み手のある並の図書 (mediocre book) を備えつ けることをためらうな、"(Drury 1930年)、"完全なものを ねらうな。ある主題についてはそのベストブックを、ま たある著者については、その著書の中からベストブック を選ぶこと、シリーズもの全部を手に入れようとする な。そのシリーズ全体の価値、あるいは、あなたの要求 がそれを保証するときは別である。"(Bascom 1922年)、 "十分完備した蔵書を構成しようとするな。読者が必要 とし、望んでいるもの、あるいは読者が見たくなるよう な図書を入手せよ。" (Bascom 1907 年) "実際要求がな かったり、要求が予想されないような図書(古典ものお よび基準的なもの以外)は、これを捨てるか、増やすの をさし控えなさい。" (Drury 1930年) 等がある。

読者の要求が図書選択に決定的な要素であるといっても、"図書館はすべて、一般的基礎の上に一定の計画にしたがって建設されねばならない。その図書館の発展は柔軟性のあるものでなければならない。しかし全体としての正しい釣り合いを保持するようにたえず留意すべきである。利用者の要求とともに、その図書館自体の要求があるはずだし、それが満たされねばならない"(Haines, 1950年)のである。

以上のように伝統的図書選択の原則も、読者の要求する図書を優先的に考慮に入れて、購入計画をたてることでは予算の効率的使用の原則と一致するといえよう。

II. 図書の選択及び購入の権限

国の図書館において、図書が購入される過程を一般的 に図示すれば、次のようなものになる。 先づ,各部局内の職員が図書館に備え付けを要求する図書,あるいは、図書館が閲覧用に必要と判断する図書の購入依頼が物品供用官のところに集められる。物品供用官は図書購入予算の限度内で図書選定作業を行う。予め図書館の図書選定方針や図書購入計画が決められておれば、その方針や計画に従い図書の選定作業を行う。選定作業を経て、物品管理官が図書の需給を勘案して、図書購入実施計画案を作成し、それを図書選定委員会に提出し、その計画が承認されると、それが支出負担行為担当官補助者に回され、そこで図書を書店に発注するという過程を経る。

図書館によっては、物品管理官が支出負担行為担当官を兼ねたり、支出負担行為担当官が物品供用官を兼ねたり、図書選定委員会が設置されてなかったり、若干の相違はあるものの、基本的には図のとおりである。

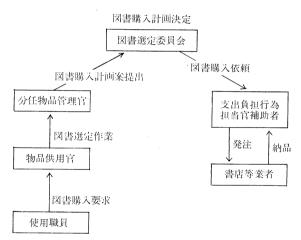


図:図書の購入要求から書店発注までの流れ図

また、表は、国立大学図書館、会計検査院図書館、国立国会図書館、東京都立中央図書館における物品管理官、物品供用官、支出負担行為担当官の分任官、代理官、補助者、相当職(東京都の場合)の担当官職名を各々表にしたものである。

国立大学図書館のように整理課長が図書を選択し、契約発注の権限をもつところもあれば、会計 検査院 図書館、東京都立中央図書館のように、選書と契約を各々異なった官職が行うところもある。これは年間契約発注の事務量、長年の実績・慣行により相違したものと思われ、両者ともに一長一短はあるものの、図書館の司書系職員が図書の契約事務全般にわたり掌握することは図書館専

表:図書に関する物品管理官等の官職

	国立大学図 書館	会計検査院図書館	国立国会図 書館	都立中央 図 書 館
(分任) 物品管 理官 (同代理)	事務部長 (総務課長)	図書館長	会計課長 (選書課長)	管理部庶 務課長
物品供 用官	整理課長	図書館係長	収書課長 補佐 閲覧部図 書課長等	収書課収書係長等
(分任) 支出負担 行為担当 官(代理) 補助者	事務部長 整理課長 受入掛長	会計課長 (同補佐)	収書部長選書課長	図書館長 管理部長 庶務課長

門職の充実という点から好ましいことだと思われる。しかし国立大学図書館の司書系職員は概して会計法等の関心が乏しい。¹⁴⁾ これは国立大学が教育研究の機関であるため、物品の購入など日常的なことよりも、分類、目録など純粋の図書館プロパーの業務を学問的に眺めたがる傾向があるためであろう。

しかも、図書館では概して図書の選択方針、基準が不 鮮明であり、図書購入計画がたてられずに図書を購入す る傾向にあることを考えると、会計法等の原則を踏まえ て図書の選択・購入が実施されることが一層期待される ところであろう。

文部省は去る5月に毎年恒例の国立学校経理部長会議を開き、制度や執行について協議すると共に、会計検査の実施状況についも説明し、契約等についての留意事項を次のように明らかにした。¹⁵⁾

物品の購入に当っては、十分な計画に基づいて必要 度の高いものを優先し、各部局の重復をさけ、またで きる限り共同利用を図るように配慮するとともに、予 定価格の適否を十分検討し、……予算がないのに物品 を購入したり、あるいは不用不急品を購入することの ないよう注意すること。

支出負担行為前に物品が納入されることのないよう厳重に注意すること。

物品についてはなるべく一括購入制度を採用し、価格の低廉化を図り、また部局内での購入価格に差異の 生じないよう留意すること。

以上は留意事項の中で、主として物品に関する事項の

みをとりあげてみた。特に図書に限って指摘したものではないが、図書も物品の中に含まれるからには、文部省の指示に従わなければならないであろう。

留意事項の内容は、いずれも、財政法、会計法等の規定にもとづいた、ごくあたりまえのもので、特段とりたてるところもないが、購入計画をたて、必要度の高いものから物品を購入し、購入した物品は有効に利・活用するよう注意したものである。

国立大学図書館においてはこのような文部省の留意専項,財政法,会計法等の諸規定,伝統的な図書選択の原則をよりどころに,図書の選択,購入,管理,運営の改善に積極的に乗り出すことが期待されよう。

最近、東京大学では図書選定諮問委員会を設け、各学部ごとの収書方針をたて、重複図書購入を調整すること等ネット・ワークをしいて実施し、さらに図書を分担収集し、またこれまで多くの大学に見られたように、大学の学部の自治を理由に図書の相互利用があまり進んでいない現状を打解し、学部・学科間の図書の共同利用を促進しようという動きが見え始めたといわれている。¹⁶⁾ これは石油ショック以後、図書等諸物価の急騰のため、止むをえない大学の自衛措置がその発端であるといわれるが、大学の教育・研究という基本的な目的から外れない限りにおいて、図書館職員は自らに課せられた職務権限を充分把握し、周囲の協力のもとにこれら当面の問題の改善のために着手されることが期待されよう。

III. 図書と会計検査

国の機関等で物品を購入し、それを一度も使用しなか ったら、恐らく不用不急品を購入したとして、その購入 計画の当否が会計検査で問われることであろう。ところ が図書に関しては、それが一度も使用されなかったとし ても、不用不急の図書を購入したとして指摘されたこと はない。これは①図書が、その他の物品と同様、ある特 定の目的を達成するための道具として使用されるという 効用があるのみならず、図書が人生とか教養とかばく然 とした、特定しない目的のために読まれる「読書」とい う効用があるため, 一様に不用品だと言い切ることはで きない。②図書館は図書を保存すること、それだけでも 図書館の存在理由があり、当面の利用を考慮に入れない で図書を購入してもよいという伝統的な思想が支配的で ある。③図書の一冊の単価が小額であり、その都度まと めて購入しても一件の購入契約金額が百万円に満たない 場合が多く、このため会計検査の対象から漏れる。こ

れは1件の契約金額が百万円をこえない契約は会計事務の簡素化のため、予定価格調書、積算内訳、見積書などを省いてもよいことになっている(予決令第100条の2)ためである。④個々の図書が利用されたか、されていないかを会計検査で調査するのは相当に困難である。例えば、図書に貸出用のブック・カードを付けていない場合が多く、たとえ付けてあっても、読者が閲覧室、書庫内の立読みで利用したところまではブック・カードでは調査できない。また個々の図書をチェックしていく検査の手間の割に、図書の単価が小額であるため、それらを集計しても相当額に達せず、効率的な検査が期待できない等の理由があげられよう。

しかし、国立大学図書館など国の機関はもち論のこと、公立図書館においても、公の費用で図書を購入するからには、図書の購入計画、収書方針等を明確にたてることが、会計法などの法的根拠をよりどころにしてでも要求されるべきであろう。そして、いかに図書館に保存するに値する図書を選択するかということを研究し、改善することが図書館発展の支えになり、図書館員の専門職の確立にもつながるものと思われる。

- 会計検査院所管図書管理事務の特例・別表,昭41.
 1.(会計検査院法規集、第一法規刊)によれば、同院では図書館に備付けの図書は「備品」扱い、検査各課に配布する図書は「消耗品」扱いとしている。
- 2) 図書館白書 1977 —日本の図書館の現状と課題—昭 52. 5. 20. P.10. <図書館雑誌・臨時増刊>
- McColvin, L.R. The theory of book selections of public libraries. London, Grofton & Co., 1925.
 p. 9.
- 4) Carter, M.D., & Bonk, W.J. 蔵書の構成. [Building library collections. 3 rd. ed.]
- 小野泰博訳. 東京,日本図書館協会,1964. p.25. 5)としょかん(山口県図書館協会報)No.4,(昭52.
- 5) としょかん (山口県図書館協会報) No. 4, (昭 52. 3. 20.) 2-3 p.
- 6) 国立国会図書館例規集,昭48年版.東京,国立国会図書館,1973.p.249.
- 7) 昭和 52 年度図書収集実施計画. 国立国会図書館月報, No. 195, 1977. 6. p. 16-17.
- スタッフ・マニュアル (大蔵省文庫業務の手引).東京,大蔵文庫,1972. p.37.
- 9) 公共契約実務研究会編.公共契約事務管理講座 上. 東京,大村書店,1973. p.17.
- 10) Ibid., 145 p.
- 11) Heinritz, S.F. 日本能率協会訳. 購買管理. 東京, 日本能率協会, 1961. p. 237.
- 12) Carter, M.D. & Bonk, W.J. 小野泰博訳. *op. cit.*, p. 25-41.
- 13) Carter, M. D., & Bonk, W. J. Building library

Library and Information Science No. 15 1977

- collections. 3rd ed N. J., Scarecrow press., 1969. 6 p.
- 14) "未納外国雑誌の完納扱いで指摘―検査院,適切な処置を要求―" 文教速報 No. 2487 (昭. 50. 6. 23.), 1975, p. 4.
- 15) "会計事務執行で留意事項, 国立学校の経理部長会 議で(文部省)"会計検査情報 No.1215 (昭52. 6. 9.) p. 16
- 16) 浅野次郎. "出版流通と大学図書館." <昭和51年度 全国図書館大会記録>,東京,1977. p. 61.